

**八月一日から児童扶養手当が
父子家庭にも支給されます**

児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を一緒にしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と、児童の健全育成を目的として支給される手当です。

支給要件

次の（ ）のいずれかに該当する十八歳以下の子どもについて、父が子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

父母が婚姻を解消した子ども

母が死亡した子ども

母が重度の障害の状態にある子ども

も

母の生死が明らかでない子ども

その他（母が一年以上遺棄している子ども、母が一年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

父と子どもが公的年金給付を受けられることができるときは手当は支給されません。

手当額（月額）

受給者が監護・養育する子どもの数や受給者の所得などによって決められます。

児童一人の場合

全部支給 四万七千七百二十円

一部支給 四万七千七百十円

九千八百五十円

児童二人以上の加算額

二人目 五千円
三人目以降一人につき三千円
支給制限

受給資格者と扶養義務者などの平成二十一年中の所得が一定以上ある場合は、平成二十二年度（平成二十二年八月～平成二十三年七月）は、手当の全部または一部が支給停止されます。

区分(所得)	受給資格者		配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
扶養親族数 0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人目以降の加算額	380,000円	380,000円	380,000円

支給月

四月、八月、十二月

申請時期

七月三十一日までに支給要件が該当している方

十一月三十日まで

でに申請をすれば、「八月分」から支給されます。

八月一日以降、十一月三十日まで

に支給要件が該当した方 十一

月三十日までに申請をすれば、「支給要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

十二月一日以降の申請は「申請の翌月分」からの支給になります。申請の時期によっては一月の支払いとなる場合もあります。申請手続きに必要なもの

受給資格者と該当する子どもの戸籍謄本（抄本）や住民票などが必要。事前に確認してください。

問い合わせ先 住民福祉課社会福祉係 ☎(48)11111 (内226)

消防職員を募集

知多中部広域事務組合では、平成二十三年四月採用予定の消防職員を募集します。

応募資格 平成四年四月二日以降に生まれ、高校を平成二十三年三月までに卒業見込の方

採用予定人員 高校卒二人程度
受付期間 八月九日(月)～八月二十六日(木)×土曜日・日曜日は除く
試験日 午前九時～午後五時十五分
試験日 九月十九日(日)

問い合わせ先 知多中部広域事務組合消防本部総務課 ☎(21)1490

**愛知県史を語る会
参加者を募集**

愛知県史「別編 自然」を刊行し

ました。
愛知県の自然について関心を持っていただくため、愛知県史を語る会を開催します。

日時 八月二十八日(土) 午後一時～午後四時半
会場 愛知県図書館
定員 二百人(先着順)
参加費 無料

講師 山田 正浩(奈良大学教授)「別編 自然」について、鬼頭 剛(愛知県埋蔵文化財センター調査研究員)「地形・地質から愛知の過去を探る 愛知県ぐるり 飯想ハイキング」、矢部 隆(愛知学泉大学教授)「愛知県の多様でユニークな動物たち」

募集開始 七月二十日(火)～申し込み・問い合わせ先 愛知県総務部法務文書課県史編さん室 ☎052(972)9171

路上に張り出している樹木は伐採してください

木々の繁茂する季節となり、沿道の樹木の枝が歩道、車道へと張りだしている場所が見られます。

自動車を運転するときに視界が遮られ、交通事故の原因になる恐れもあります。所有地や管理地の庭木を点検し、道路側にはみ出た部分は枝払いや伐採をしてください。

問い合わせ先 建設課 ☎(48)11111 (内282)